

【派遣(受入)期間と雇用申し込み義務等の関係】

☆キーワード＝派遣先、同一場所の同一業務、クーリング期間

		雇用申し込み義務等発生要件						罰則
	受入可能期間	期間	同一の業務への 新規採用	本人希望	その他	誰に対して		
一般業務	3年(上限)	1年超～3年	する場合	同一業務従事の 希望を申し出た 場合	派遣終了後7日以内に 派遣元事業主との 雇用関係終了	1年超の労働者	雇用努力義務 40の3	なし
		～1年又は 1年超～3年	不要	派遣先への雇用を 希望する場合	元⇒先(1ヶ月前～前 日)抵触日に係る 派遣停止の通知	派遣停止の通知を受けた その労働者	雇用申込義務 40の4	指導、助言→勧告 →公表 29の2

		雇用申し込み義務等発生要件						
	受入可能期間	期間	同一業務への 新規採用	本人希望	その他	誰に対して		
26業務	無	3年超	する場合	不問		3年超の労働者	雇用申込義務 40の5	指導、助言→勧告 →公表 29の2

※ 他、無制限業務＝日数限定業務、産前産後・育児・介護休業代替業務

※ リストラした労働者のポストに解雇後3ヶ月以内に派遣受入する場合、派遣期間を最小限、派遣先労働者への説明⇒理解を得る努力